

第31回 和歌山コールドカップ

Sailing Instructions



2018年2月11日~12日

和歌山セーリングセンター

帆走指示書

1 規則

- 1.1 本レガッタには、『セーリング競技規則』に定義された規則が適用される。
- 1.2 [DP]は、プロテスト委員会の裁量でペナルティーが決定する規則を意味する。
[NP]は、この規則の違反の艇は、艇による抗議の対象とならないことを意味する。
これは、RRS60.1(a)を変更している。

2 競技者への通告

競技者への通告は、和歌山セーリングセンター「クラブハウス」北側壁面に設置された公式掲示板に掲示する。

3 帆走指示書の変更

帆走指示書の変更は、それが発効する当日の最初のレース予告信号予定時刻の 60 分前までに掲示する。ただし、レース日程の変更は、発効する前日の 18:00 まで、に掲示する。

4 陸上で発する信号

- 4.1 陸上で発する信号は、和歌山セーリングセンター「クラブハウス」2 階北側に設置されたフラッグポールに掲揚する。
- 4.2 音響 1 声と共に掲揚される D 旗は、「予告信号は、D 旗の掲揚後 30 分以降に発する。艇は、この信号が発せられるまで、ハーバーを離れてはならない。D 旗が掲揚されない場合、その日のレースまたは次のスタート時刻が延期されていることを意味する。[DP] [NP]

5 レース日程

5.1 レース日程

2月11日(日)	08:30~09:20	大会受付
	09:20	開会式・艇長会議
	10:25	最初のクラスの1日目第1レースの予告信号 引き続きレースを行う。
2月12日(月・祝)	09:25	最初のクラスの2日目最初のレースの予告信号 引き続きレースを行う。
	16:00(予定)	表彰式

5.2 レース数

本大会は7レースを予定し、1日に行われる最大のレース数は4レースである。

- 5.3 1つのレースまたは一連のレースが間もなく始まることを艇に注意を喚起するために、予告信号を発する最低5分前に音響1声とともにオレンジ色のスタート・ライン旗を掲揚する。
- 5.5 レガッタの最終日には、13:30より後に予告信号を発しない。

6 クラス旗

クラス旗は次の通りとする。

クラス	旗
OP Aクラス	OPクラス旗
OP Bクラス	G旗
Laser4.7クラス	Laser4.7クラス旗
Laser Radial クラス	Laser Radial クラス旗

7 レース・エリア

添付1にレース・エリアの位置を示す。

8 コース

8.1 添付2の見取図は、レグ間の概ねの角度、通過するマークの順序、それぞれのマークをどちら側に見て通過するかを含むコースを示す。

8.2 予告信号以前に、レース委員会の信号船に最初のレグのおおよそのコンパス方位を掲示する。

9 マーク

9.1 マーク1、2、および3P、3Sは黄色の円錐形ブイとする。

9.2 指示12.1に規定する新しいマークは青色の円錐形ブイとする。

9.3 スタート・マークはスターボードの端にあるレース委員会の信号船とポートの端にオレンジ色の球型ブイとする。

9.4 フィニッシュ・マークはスターボードの端にあるレース委員会の船とポートの端にあるオレンジ色の球型ブイとする。

9.5 コースのレグの変更の信号を発するレース委員会艇は、指示12.2で規定されるマークである。

10 ※ブランク

11 スタート

11.1 スタート・ラインは、スターボードの端にあるスタート・マーク上にオレンジ旗を掲揚しているポールと、ポートの端のスタート・マークのコース側との間とする。

11.2 予告信号が発せられていない艇は、他のレースのスタート手順の間、スタート・エリアを回避しなければならない。[DP][NP]

11.3 スタート信号後4分より後にスタートする艇は、審問なしに『スタートしなかった』と記録される。これは規則A4を変更している。

12 コースの次のレグの変更

12.1 コースの次のレグを変更するために、レース委員会は、新しいマークを設置し（またはフィニッシュ・ラインを移動し）、実行できれば直ぐに元のマークを除去する。その後の変更で新しいマークを置き換える場合、そのマークは元のマークで置き換える。

- 12.2 ゲートを除いて、艇は、次のレグの変更の信号を発しているレース委員会船と近くのマークとの間を、マークをポートに、レース委員会船をスターボードに見て通過しなければならない。これは、規則 28 を変更している。
- 13 フィニッシュ
- 13.1 フィニッシュ・ラインは、スターボードの端にあるフィニッシュ・マーク上にオレンジ色旗を掲揚しているポールと、ポートの端のフィニッシュ・マークのコース側の間とする。
- 14 ペナルティー方式
- 14.1 ペナルティーは、次のとおりとする。
- 14.2 付則 P が指示 14.2 により変更されて適用される。
- 14.3 付則 P2.3 は適用されず、付則 P2.2 を変更し、2 回目以降のペナルティーには付則 P2.2 が適用されるものとする。
- 15 タイム・リミットとターゲットタイム
- 15.1 タイム・リミットとターゲットタイムは、次の通りとする。
マーク 1 のタイム・リミット 20 分
ターゲットタイム 40 分
マーク 1 のタイム・リミット内に 1 艇もマーク 1 を通過しなかった場合には、レースを中止する。目標時間通りとならなくても、救済の根拠とはならない。
これは、規則 62.1(a) を変更している。
- 15.2 最初の艇がコースを帆走してフィニッシュした後 15 以内にフィニッシュしない艇は、審問なしに『フィニッシュしなかった (DNF)』と記録される。この項は、規則 35、A4、A5 を変更している。
- 16 抗議と救済要求
- 16.1 抗議書は、和歌山セーリングセンター「クラブハウス」にあるレース・オフィスで入手できる。抗議および救済または審問再開の要求は、適切な締切時間内にレース・オフィスに提出されなければならない。
- 16.2 それぞれのクラスに対して、抗議締切時刻はその日の最終レースに最終艇がフィニッシュした後、またはレース委員会が、本日これ以上レースを行わないという信号を発した後、どちらか遅い方から 60 分とする。
- 16.3 審問の当事者であるか、または証人として名前があげられている競技者に、審問のことを知らせるため、抗議締切時刻後 20 分以内に通告を掲示する。
審問は和歌山セーリングセンター「クラブハウス」にあるプロテスト・ルームにて掲示した時刻に始められる。
- 16.4 レース委員会またはプロテスト委員会による抗議の通告を、規則 61.1(b) に基づき伝えるために掲示する。
- 16.5 指示 14.2 に基づき規則 42 違反に対するペナルティーを課せられた艇のリストは、掲示される。

- 16.6 レースを行う最終日では、審問再開の要求は、次の時間内に提出されなければならない。
(a) 要求する当事者が前日に判決を通告された場合には、抗議締切時間内。
(b) 要求する当事者がその当日に判決を通告された後 30 分以内。
この項は、規則 66 を変更している。
- 16.7 レースを行う最終日には、プロテスト委員会の判決に基づく救済要求は、判決の掲示から 15 分以内に提出されなければならない。これは、規則 62.2 を変更している。
- 17 得点
- 17.1 シリーズが成立するためには、1 レースを完了することを必要とする。
- 17.2 4 レース未満しか完了しなかった場合、艇のシリーズの得点は、レース得点の合計とする。
- 17.3 指示 18.1、18.2 に違反した艇に対して、レース委員会は審問なしに「PTP」と記録し、確定順位+3 点の得点を与える。ただし、その艇は「フィニッシュしなかった艇」より悪い得点を与えられることはない。これは規則 63.1、付則 A4、A5 を変更している。なお、引き続きレースが行われた場合には、指示 18.1 の手続きで出艇申告の誤りについてはその直後のレースに、帰着申告の誤りについてはその直前のレースにペナルティーを課す。
- 18 安全規定
- 18.1 出艇申告と帰着申告は、和歌山セーリングセンター「クラブハウス」に設置された申告所に出艇・帰着申告用紙に競技者がサインすることで行われる。帰着申告は帆走指示書 16.2 に規定される抗議締切時刻までに行わなければならない。
- 18.2 レースの中止または延期により帰着した場合も帰着申告を行わなければならない。中止または延期されたレースが再開される場合、指示 18.1 に従い再度、出艇申告を行わなければならない。
- 18.3 レースからリタイアする艇および引き続き行われるレースに出走しない艇は、できるだけ早くレース委員会に伝え、すみやかにレース・エリアを離れなければならない。リタイアしてハーバーに帰着する艇は、帰着後ただちに指示 18.1 に従って帰着申告を行わなければならない。
- 18.4 海上では常に適切な救命胴衣（ライフジャケット）を着用しなければならない。ウェットスーツおよびドライスーツは適切な救命胴衣とは見なされない。もし、救命胴衣の浮力装置が膨張式のものであれば、海上では常に膨張させた状態で着用しなければならない。これは規則 40 を変更している。[DP]
- 19 装備の交換 [DP] [NP]
損傷または紛失した装備の交換は、レース委員会の承認なしでは許可されない。交換の要請は、最初の妥当な機会に、その委員会に行わなければならない。
- 20 装備と計測のチェック
水上で艇は、レース委員会またはテクニカル委員会のメンバーにより、検査のため直ちに指定されたエリアに向かうことを指示されることがある。陸上では、装備はいつでも検査または計測されることがある。

21 ※ブランク

22 運営艇

運営艇の標識は、次のとおりとし、それぞれの艇に標識旗を掲揚する。

レース委員会船	白地に赤の「RC」文字旗
プロテスト委員会船	赤地に白の「PROTEST」文字旗
レスキュー船	白地に赤の「RESCUE」文字旗
報道船	白地に赤の「PRESS」文字旗

23 支援艇 [DP] [NP]

23.1 支援艇は次の要件を満たす場合にのみ使用が認められる。

- (a) 所定の申請用紙を提出すること
- (b) 乗艇者数が2名以上で定員の半数を超えないこと

23.2 支援艇は、最初にスタートするクラスの準備信号の時刻からすべての艇がフィニッシュするかもしくはリタイアするか、またはレース委員会が延期、ゼネラル・リコールもしくは中止の信号を発するまで、艇がレースをしているエリアの外側にいなければならない。

23.3 支援艇は、海上ではレース委員会の用意する「ピンク旗」の標識を付けなければならない

23.4 レース委員会はすべてのレース委員会艇に「ピンク旗」を掲揚し、すべての支援艇に対し救助の要請を行う場合がある。支援艇はレース委員会艇またはレスキュー艇の指示に従い、救助の支援を行わなければならない。この場合、レース・エリア内に入ることが許可されるが、救助の支援以外の活動は行ってはならない。

24 ごみの処分 [DP] [NP]

ごみは、支援艇または大会運営艇に渡してもよい。規則 55 [ごみの処分] 参照。

25、26 ※ブランク

27 無線通信

緊急の場合を除き、レース中の艇は、無線送信も、すべての艇が利用できない無線通信の受信もしてはならない。またこの制限は、携帯電話にも適用される。但し、主催者が用意するトラッキングシステム (GPS) は含まない。

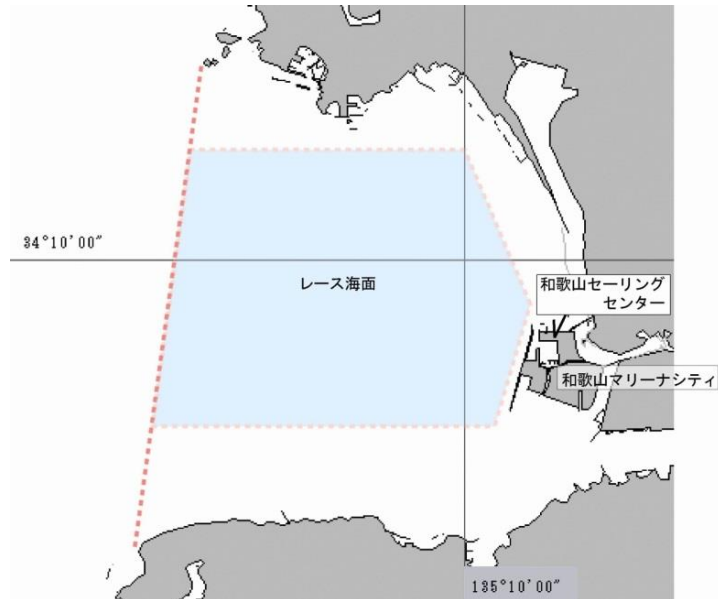
28 賞

OP各クラス1～3位、Laser4.7、Laser Radial 1位を表彰する。

29 責任の否認

このレガッタの競技者は、自分自身の責任で参加する。規則 4 [レースすることの決定] 参照。主催団体は、レガッタの前後、期間中に生じた物理的損害または身体障害もしくは死亡によるいかなる責任も負わない。

添付1 レース・エリア



添付2 レース・コース

- | | | |
|-----|-----------------|-------------------------------|
| コース | OP-A・Bクラス | スタート→①→②→③S・③P→フィニッシュ |
| | Laser4.7クラス | スタート→①→②→③S・③P→②→③S・③P→フィニッシュ |
| | Laser Radialクラス | スタート→①→②→③S・③P→②→③S・③P→フィニッシュ |

角度はおおよそ。

レース中、支援艇は救助時以外、
各コースから100m以上離れること

